

第1章 総則

第1条【名称・本部】

本会は大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会（以下「本会」とする）と称し、本部を大阪府立大学中百舌鳥キャンパス内におく。

第2条【目的】

本会は大阪府立大学の学生による自治組織であり、よりよい学生生活を実現するために次の活動を中百舌鳥キャンパスの全学生と協力して行う。

1. 学生の生活と権利を守り、学生生活を明るく豊かなものにするための活動。
2. 学生の学習環境の改善と、学問や思想の自由を守るための活動。
3. 学生の自主的組織である団体を育成、援助するための活動。

第3条【構成員】

本会は大阪府立大学中百舌鳥キャンパスの全学生（以下「会員」とする）をもって構成する。

第4条【機関】

本会は第2条の目的達成のため、次の機関、またはそれに準ずる投票を設ける。

1. キャンパス学生大会・キャンパス学生投票
2. 各学部において学部学生大会・学部学生投票
3. 自治委員会総会
4. 中央執行委員会
5. 選挙管理委員会
6. 会計監査委員会

第2章 キャンパス学生大会・キャンパス学生投票

第5条【キャンパス学生大会】

キャンパス学生大会は、本会の非常設の最高議決機関である。これは本会の活動において、特に重要な事項で中百舌鳥キャンパスの全学生の意志を決定する必要がある場合開催する。

第6条【キャンパス学生大会の招集】

キャンパス学生大会は、次の場合中央執行委員会委員長が招集する。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員会総会が必要と認めた場合。
3. 中百舌鳥キャンパスの全学生の10分の1以上の要求があった場合。

第7条【キャンパス学生大会の議長団】

キャンパス学生大会の議長団は議長1名、副議長1名、書記2名とし、大会において会員から選出する。副議長は議長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。書記は大会の議事を記録する。

第8条【キャンパス学生大会の成立条件】

キャンパス学生大会は、中百舌鳥キャンパスの全学生の4分の1以上の出席で成立する。ただし、出席者の3分の1以内の委任状は有効である。また、大会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

第9条【キャンパス学生大会の議決】

キャンパス学生大会の議決は出席者の過半数の賛成または反対をもって決する。

第10条【キャンパス学生投票】

キャンパス学生投票は第6条にある条件が満たされた上で、キャンパス学生大会が開催できない場合に行い、キャンパス学生大会と同等の効力を有する。この際、中央執行委員会委員長は遅くとも投票日の7日前に投票事項を中百舌鳥キャンパスの全学生に告示しなければならない。

第11条【キャンパス学生投票の詳細】

1. キャンパス学生投票は中百舌鳥キャンパスの全学生の過半数の有効投票をもって成立する。
2. キャンパス学生投票は有効投票の過半数の賛成または反対をもって決する。
3. キャンパス学生投票の投票期間は原則として7日間以内とする。
4. キャンパス学生投票は原則として無記名投票とする。
5. キャンパス学生投票の管理は中央執行委員会が責任をもってこれを行う。
6. キャンパス学生投票の結果は、中百舌鳥キャンパスの全学生に公表しなければならない。

第3章 学部学生大会・学部学生投票

第12条【学部学生大会】

学部学生大会は、各学部における非常設の議決機関であり、その決定は自治委員会総会の決定に優先する。これは本会の活動において、特に重要な事項で当該学部の学生の意志を決定する必要がある場合開催する。

第13条【学部学生大会の招集】

学部学生大会は、次の場合中央執行委員会委員長が招集する。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員会総会が必要と認めた場合。
3. 当該学部の全学生の10分の1以上の要求があった場合。

第14条【学部学生大会の議長団】

学部学生大会の議長団は議長1名、副議長1名、書記1名とし、大会において会員から選出する。副議長は議長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。書記は大会の議事を記録する。

第15条【学部学生大会の成立条件】

学部学生大会は、当該学部の学生の4分の1以上の出席で成立する。ただし、出席者の3分の1以内の委任状は有効である。また、大会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

第16条【学部学生大会の議決】

学部学生大会の議決は出席者の過半数の賛成または反対をもって決する。

第17条【学部学生投票】

学部学生投票は第13条にある条件が満たされた上で学部学生大会が開催できない場合に行い、大会と同等の効力を有する。この際、中央執行委員会委員長は遅くとも投票日の7日前に投票事項を当該学部の学生に告示しなければならない。

第18条【学部学生投票の詳細】

1. 学部学生投票は当該学部の全学生の過半数の有効投票をもって成立する。
2. 学部学生投票は有効投票の過半数の賛成または反対をもって決する。
3. 学部学生投票の投票期間は原則として7日間以内とする。
4. 学部学生投票は原則として無記名投票とする。
5. 学部学生投票の管理は中央執行委員会が責任をもってこれを行う。
6. 学部学生投票の結果は当該学部の全学生に公表しなければならない。

第4章 自治委員会総会

第19条【自治委員会総会】

自治委員会総会は、キャンパス学生大会・キャンパス学生投票および学部学生大会・学部学生投票に次ぐ常設の最高議決機関であり、次のことは必ず自治委員会総会で行わなければならない。

1. 本会の活動報告、及び活動方針の決定。
2. 本会の予算執行状況、決算報告、次年度予算の決定。
3. 外部団体への加盟及び脱退の決定。ただし、自治委員会総会不成立の場合、または緊急の場合は暫定的に中央執行委員会で決定することができるが、後に自治委員会総会で承認を受けなければならない。
4. 中央執行委員会役員選挙

第20条【自治委員会総会の招集】

自治委員会総会は大学学年暦に基づく前期、後期の年2回を原則とし、中央執行委員会委員長がこれを招集する。ただし次の場合、中央執行委員会委員長は自治委員会総会を開かななければならない。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員の10分の1以上の要求があった場合。

第21条【自治委員会総会の議長団】

自治委員会総会の議長は、総会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長1名、書記1名を指名することができる。

第22条【自治委員会総会の成立条件】

自治委員会総会は自治委員と中央執行委員で構成し、全自治委員の過半数の出席で成立する。ただし、出席した自治委員の3分の1以内の委任状は有効である。また、総会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

第23条【自治委員会総会の議決】

自治委員会総会の議決は出席した自治委員の過半数の賛成または反対をもって決する。

第24条【自治委員の選出】

自治委員選出は、原則として学科学年別とし、自治委員会総会の開催ごとに選出される。各学科の定員は、在籍学生数が50名以下の場合は1名とし、以降は30名ごとに端数を切り上げて1名を選出する。任期は次の自治委員会総会までとし、再選は妨げない。

第25条【自治委員会総会の詳細】

1. 自治委員会総会は公開を原則とする。
2. 自治委員会総会に決議案を提出しようとする会員は、自治委員会総会の7日以上前に決議案を中央執行委員会に提出しなければならない。
3. 自治委員会総会は1日で議事が終了しない場合、2日以上にわたって開催することができる。

第5章 中央執行委員会

第26条【中央執行委員会】

中央執行委員会は自治委員会総会に次ぐ議決機関であり、執行機関でもある。自治委員会総会の決定に基づき短期間の活動方針を決定し、本会の機関の決議事項を執行する。

第27条【中央執行委員会の構成】

中央執行委員会は原則として委員長1名、副委員長2名、書記長1名、書記次長1名、執行委員若干名で構成する。ただし、委員長1名、書記長1名以外の役職については、自治委員会総会での承認により、人数の増減を認める。

第28条【中央執行委員会の機関】

1. 中央執行委員会には、職務遂行のため書記局及びその他の部局をおく。
2. 書記局は、本会の事務を執り行い、書記長、書記次長及び若干名の書記局員で構成する。書記局員は書記長が会員の中より指名し、中央執行委員会で確認する。
3. その他の部局は、必要に応じて中央執行委員会が設置し、業務は中央執行委員が分掌する。
4. その他の部局には、必要に応じて局員をおくことができる。局員は委員長が会員の中より指名し、中央執行委員会で確認する。

第29条【中央執行委員会の招集】

中央執行委員会は月1回を原則とし、中央執行委員会委員長がこれを招集する。

第30条【中央執行委員会の議長】

中央執行委員会の議長は、原則として中央執行委員会委員長が務める。

第31条【中央執行委員会の成立条件】

中央執行委員で構成し、その過半数で成立する。

第32条【中央執行委員会の議決】

中央執行委員会の議決は出席委員の過半数の賛成または反対をもって決する。

第33条【中央執行委員の選出】

中央執行委員は、自治委員会総会において出席した自治委員の過半数の信任により選出される。立候補者は二つ以上の役職に立候補してはならない。

第34条【中央執行委員の任期】

中央執行委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第35条【中央執行委員の職務】

中央執行委員は次の職務を遂行する。

1. 委員長は本会を代表し、その活動を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。
3. 書記長は書記局を統括し、本会の活動を円滑にするための事務を行う。
4. 書記次長は書記長を補佐し、書記長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。
5. その他、各職務を遂行する。

第36条【中央執行委員会の解散】

中央執行委員会は、中百舌鳥キャンパスの全学生の4分の1以上のリコール、もしくは自治委員会総会において不信任の決議がなされた場合には、直ちに解散しなければならない。ただし、新中央執行委員が選出されるまではその職務を代行する。

第6章 財政

第37条【財政】

本会の財政は、本会会費、事業収入、寄付金などをもってこれにあてる。

第38条【会費】

1. 本会の会費額は、自治委員会総会において決定する。
2. 本会の会員は、入学の際に4年分（獣医学科は6年分）の会費を一括して納付する。
3. 会費の納付後は、追納・還付は一切行わない。ただし、会員が4年次（獣医学科は6年次）開始前に退学した場合はこの限りではない。

第39条【会計年度】

本会の会計年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。

第40条【特別会計】

本会の特別行事に関しては、特別会計を設けることができる。ただし、中央執行委員会の全会一致の承認を必要とし、後に自治委員会総会で承認を受けなければならない。

第41条【会費未納の場合の対処】

本会の会員は、会費を納入しなかった場合、第4条3・4・5・6項における本会の機関での議決権、選挙権、被選挙権は一切認められない。

第42条【財政の管理運用】

本会の財政は中央執行委員会が運用する。予算の編成及び管理は書記局が行い、中央執行委員会での承認後、自治委員会総会でこれを決定する。

第7章 選挙管理委員会

第43条【選挙管理委員会】

選挙管理委員会は本会の役員選挙を公平に実施することを職務とし、中央執行委員会役員選挙、会計監査委員選出、次年度の選挙管理委員選出に関する一切の事務を管理する。

第44条【選挙管理委員会の構成】

選挙管理委員会は委員長1名、委員若干名で構成する。委員長は委員の互選により選出される。

第45条【選挙管理委員の選出】

選挙管理委員は、自治委員会総会において選出される。ただし、中央執行委員との兼任は認められない。

第46条【選挙管理委員の任期】

選挙管理委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第47条【役員選挙の詳細】

1. 全ての選挙の管理は選挙管理委員会がこれにあたり、告示は選挙の14日以上前に行わなければならない。
2. 全ての選挙は原則として、自治委員会総会において行う。
3. 全ての選挙の立候補者は本会会員であることを要する。また、選挙管理委員は被選挙権をもたない。
4. 全ての選挙は無記名投票とし、有効投票数の過半数をもって当選となる。対立候補がない場合は信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって信任となる。
5. 中央執行委員会が解散または不信任決議がされた場合、その日から14日以内に選挙の告示を行い、21日以内に選挙を行わなければならない。

第8章 会計監査委員会

第48条【会計監査委員会】

会計監査委員会は、本会の財政が公正に行われているかどうかを監査することを職務とする。

第49条【会計監査委員会の構成】

会計監査委員会は委員長1名、委員2名で構成する。委員長は委員の互選により選出される。ただし、委員長と中央執行委員は兼任できない。

第50条【会計監査委員の選出】

会計監査委員は、会員より2名、中央執行委員より1名、自治委員会総会において選出される。ただし、中央執行委員会委員長、書記長と会計監査委員は兼任できない。

第51条【会計監査委員の任期】

会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再選は認めない。

第52条【会計監査の詳細】

1. 会計監査委員会は、本会の予算、出納帳、領収書、所有物等を調査し、財政に誤りや不明・不正な点がないかを確認する。
2. 会計監査委員会は、必要に応じて、本会が金銭的に援助を行っている団体・組織に対して活動報告、会計報告を求めることができる。
3. 会計監査委員会は、本会及び援助先団体・組織が不正を働いた場合、本会の次年度予算へ罰則を適用することができる。

第53条【会計監査の報告】

会計監査委員会は決算報告の際、会計監査の結果を必ず報告しなければならない。

第9章 附則

第54条【規約の改正】

本規約の改正はキャンパス学生大会もしくは自治委員会総会において行う。改正案を提出しようとする会員は、キャンパス学生大会または自治委員会総会の14日以上前に改正案を中央執行委員会に提出しなければならない。改正はキャンパス学生大会において出席会員の3分の2以上、または自治委員会総会において全自治委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第55条【処分された会員の資格】

本会の活動により当局から処分された者も本会会員と認める。ただし、その有効期間は処分より1年間とする。

第56条【規約の施行】

本規約は、議決された日の翌日より効力を発する。